多機関共同研究における倫理審査集約化に関するガイドライン

前文

医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究では、研究を実施する機関の長は倫理審査委員会の意見をもとに研究実施の決定をしなければならない。近年、増加している複数の研究機関が共同して行う医学系研究(多機関共同研究)では、研究実施機関の長が同一の倫理審査委員会に審査依頼をし、一括した倫理審査を求めることができると指針にも定められているが、審査の質の担保や機関固有事情への配慮などの観点から必ずしも一括した倫理審査がすすめられてはいない。本ガイドラインにおいては多機関共同研究における一括した倫理審査について、倫理審査を委託・受託する研究機関の長、中央倫理審査委員会、研究責任者の役割・責務並びに審査の手続きを記載する。

第1章 総則

第1 目的

このガイドラインは、多機関共同研究の実施に当たり、ヘルシンキ宣言あるいは国の定める法令・倫理指針などの趣旨に則り、一括した倫理審査を行い、当該研究の適正な推進をすることを目的とする。

第2 適用範囲

このガイドラインは、研究機関により下記の指針に基づいて実施される研究を対象とする。

- 1)人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省、平成26年12月22日、その後の改正も含む。以下「医学系指針」という。)
- 2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省、平成13年3月29日、その後の改正も含む。以下「ゲノム指針」という。)

以下、人を対象とする医学系研究、及びヒトゲノム・遺伝子解析研究を合わせて、「研究」という。

第3 用語の定義

用語については本ガイドラインが適用される指針に準拠するものとする。なお、当該法令・ 指針で定められていない用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 多機関共同研究

複数の研究機関が共同で行う研究を指す。

(2) 倫理審査委託機関

多機関共同研究に参加している研究機関のうち、研究計画の審査を委託する研究機関を指す。以下、「委託機関」とする。

(3) 倫理審査受託機関

多機関共同研究の委託機関の長からの研究計画の審査依頼を受託した機関を指す。以下、「受託機関」とする。

(4) 中央倫理審查委員会

多機関共同研究に参加する複数の研究機関の研究計画について、一括して審査を行う倫理審査委員会を指す。

(5) 研究代表者(統括責任者)

多機関共同研究を総括する研究責任者を指す。医学系指針ガイダンス第5の11に準拠する。以下「研究代表者」とする。

(6) 主たる研究機関

研究代表者が所属する機関を指す。

第2章 中央倫理審査委員会の役割・責務等

第4 役割・責務

- (1) 中央倫理審査委員会は、委託機関の長の依頼に基づき、多機関共同研究の研究計画 に関する倫理的観点及び科学的観点から、中立かつ公正に審査を行い、委託機関の長に文 書により意見を述べなければならない。
- (2) 中央倫理審査委員会は、受託機関と委託機関の間の情報共有を速やかに行い、円滑に審査を進めなければならない。
- (3)中央倫理審査委員会は、倫理審査委託に関する研究機関要件確認書等(別紙様式1)を参考に、委託機関の実施体制について十分に把握した上で、審査を行い、意見を述べなければならない。
- (4) 中央倫理審査委員会が当該多機関共同研究に参加する共同研究機関との間で倫理審査委受託契約を取り交わしている場合、主たる研究機関の長は、自機関が主たる研究を行なう機関として実施しようとする多機関共同研究について、中央倫理審査委員会に対し、主たる研究機関以外の共同研究機関の長からの依頼を取りまとめ、一括して倫理審査依頼を行なうことができる。
- (5) 主たる研究機関以外の共同研究機関の長は、主たる研究機関の長へ多機関共同研究 についての当該倫理審査申請に関する書類を提出し、一括して倫理審査を依頼することが できる。
- (6) 中央倫理審査委員会は、主たる研究機関の長の依頼に対し審査結果を通知するとと もに、前項に規定する主たる研究機関以外の研究機関の長に対しても審査結果を通知しな ければならない。
- (7) 中央倫理審査委員会は、多機関共同研究について審査を行った後、継続して当該研究に関する審査を行い、意見を述べなければならない。
- (8) 中央倫理審査委員会は、自ら審査した多機関共同研究について、当該研究に関する

報告の内容が医学系指針、又はゲノム指針に適合していないことを知った場合には、前項 に規定する審査のため、施設訪問監査その他の必要な調査を実施することができる。

(9) そのほかの役割・責務については、医学系指針第1101 (2) ないし(6) に準拠する。

第5 構成及び会議の成立要件等

中央倫理審査委員会の構成及び会議の成立要件は、医学系指針第11の2、及びゲノム指針第4章の第10に準拠する。

第6 迅速審査

迅速審査は、研究については医学系指針第11030①ないし④、ゲノム研究については ゲノム指針第4010(5)に準拠する。

第3章 倫理審査受託機関の役割・責務等

第7 要件

受託機関は、他の機関からの審査依頼を受けることができ、当該研究の倫理性・科学的妥 当性を適切に判断する能力を有する機関でなければならない。

第8 役割・責務

- (1) 受託機関における倫理審査に係る業務は受託機関の長(設置者)がその責務を負う。
- (2) 医学系指針第10の2、及びゲノム指針第2の4に準拠する。
- (3) 受託機関は、委託機関との倫理審査委受託契約書(別紙様式2) の内容に基づき、 審査を行うに当たり必要な事務局、及び委員会の運営を行わなければならない。
- (4) 受託機関は、多機関共同研究の審査に必要な標準業務手順書を制定し、これに基づき審査をしなければならない。

第4章 倫理審査委託機関の役割・責務等

第9 要件

委託機関は、受託機関及び中央倫理審査委員会との手続きを適切に行うため、必要な体制・ 規程等を整備しなければならない。委託機関は、委託機関の長が中央倫理審査委員会に審 査を委託するときは、遵守すべき事項について、受託機関との間に倫理審査委受託契約書 (別紙様式2)を参考とし契約を締結する。

第10 役割・責務

- (1) 医学系指針の第6の1ないし3、及びゲノム指針第2の4に準拠する。
- (2) 委託機関の長は、実施を許可した研究について、適正に実施されるよう必要な監督

を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

- (3)委託機関の長は、自らが許可した研究が医学系指針又はゲノム指針に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応を取らなければならない。
- (4) 委託機関の長は、多機関共同研究について中央倫理審査委員会に意見を求め、その 意見を尊重し、当該研究の許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定しな ければならない。
- (5) 委託機関の長は、研究者等から研究の継続に影響を与えると考えられる事実又は情報について報告を受けた場合には、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明その他の適切な対応を取らなければならない。
- (6) 委託機関の長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なう恐れのある情報について報告を受けた場合には、速やかに必要措置を講じなければならない。
- (7) 委託機関の長は、中央倫理審査委員会が行う調査に協力しなければならない。
- (8) 委託機関の長は、自機関が参加する多機関共同研究について、中央倫理審査委員会が当該多機関共同研究に参加する共同研究機関との間で倫理審査委受託契約を取り交わしている場合、主たる研究機関の長へ自機関の当該倫理審査申請に関する書類を提出し、主たる研究機関の長から中央倫理審査委員会へ当該共同研究における研究計画全体の変更報告または審査依頼をさせることができる。ただし、当該変更内容が研究機関固有の情報の変更である場合はこの限りではない。
- (9) 前項の結果通知を受けた委託機関の長は、当該審査結果をその他共同研究機関と共有する。
- (10)委託機関の長は、研究機関固有の情報の変更に関する審査依頼または審査の結果 報告について、当該審査結果を研究代表者へ共有する。
- (11) 委託機関の長は、当該研究について倫理審査委員会の意見を聴く場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても中央倫理審査委員会へ提供しなければならない。
- (12) 委託機関の長は、研究責任者から研究の終了、停止及び中止について報告を受けたときは、中央倫理審査委員会に必要な事項について報告しなければならない。ただし、 多機関共同研究全体が終了する場合は、研究代表者に報告を一任することができる。
- (13) 委託機関の長は、中央倫理審査委員会により倫理審査の承認を受けた研究の実施にあたり、本研究の研究責任者から受けた実施状況報告(第11(6)の規定による)の内容により倫理審査が必要であると判断した場合には、中央倫理審査委員会に審査を依頼する。
- (14) 委託機関の長は、当該研究に関する報告(第11(4)の規定による)の内容が 医学系指針、又はゲノム指針に適合していないことを知った場合には、速やかに中央倫理

審査委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣(大学等にあっては厚生労働大臣及び文部科学大臣。以下単に「大臣」という。)に報告し、公表しなければならない。

- (15)委託機関の長は、中央倫理審査委員会に審査を委託する場合であっても、自機関の研究者等の教育・研修の機会を担保し、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。
- (16) 委託機関の長は、中央倫理審査委員会に審査を委託する場合であっても、研究者 等の利益相反の管理を適切に行わなければならない。

第5章 研究責任者の責務等

第11 研究責任者の責務

- (1) 医学系指針第2章第5の1ないし3、ゲノム指針第2の5に準拠する。
- (2) 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で研究計画書を作成しなければならない。
- (3) 研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、研究代表者に対し、当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。
- (4) 研究責任者は、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なう恐れのある情報であって研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合には、遅滞なく、当該研究機関の長、及び研究代表者に対して報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止しなければならない。報告を受けた研究代表者は、必要に応じて研究計画書を変更しなければならない。
- (5) 研究責任者は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは 情報又は損なう恐れのある情報を得た場合には、遅滞なく当該研究機関の長、及び研究代 表者に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止しなければならない。報告を 受けた研究代表者は、必要に応じて研究計画書を変更しなければならない。
- (6) 研究責任者は研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を当該研究機関の長、及び研究代表者に報告しなければならない。研究代表者は研究全体の実施状況を中央倫理審査委員会へ報告しなければならない。研究代表者は、当該共同研究に関する各参加施設の実施状況報告及びモニタリング報告を取りまとめ、中央倫理審査委員会に一括して実施状況報告を行なわなければならない。
- (7)研究責任者は、研究を終了(中止の場合も含む。以下同じ。)したときは、その旨及び研究の結果概要を文書により遅滞なく当該研究機関の長及び研究代表者に必要な事項について報告しなければならない。なお、多機関共同研究全体が終了したときは、結果概要の文書を研究代表者が作成し、当該文書をもって研究機関の長への報告をおこなってもよい。
- (8) 研究責任者は医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に

関連しうる研究を実施する場合には、当該研究に関わる利益相反に関する状況を把握し、 研究代表者(統括責任者)に情報を共有し研究計画書に記載しなければならない。

第6章 主たる研究機関の長の責務・役割等

第12 主たる研究機関の長の責務・役割

- (1) 主たる研究機関の長は、当該研究に関する報告(第11(4)の規定による)の内容が医学系指針、又はゲノム指針に適合していないことを知った場合には、速やかに中央倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応を行わなければならない。
- (2) 主たる研究機関の長は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、 重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順書を作成し、全て の共同研究機関と共有し、当該手順書に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な 措置を講じなければならない。
- (3) 主たる研究機関の長は、第13の2の規定により研究代表者から重篤な有害事象の 発生について報告がなされた場合には、手順書に従って速やかに必要な対応を行うととも に当該有害事象について中央倫理審査委員会の意見を聞き、必要な措置を講じなければな らない。

第7章 重篤な有害事象への対応

第13 重篤な有害事象への対応

- (1) 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を当該研究機関の長に報告しなければならない。また、速やかに当該研究を実施する研究代表者に対して、当該有害事象の発生に関わる情報を共有しなければならない。
- (2) 研究代表者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに主たる研究機関の長、及び当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない
- (3) 当該有害事象の発生した研究機関の長は研究責任者から重篤な有害事象の発生について報告がなされた場合には、第12(2) に規定する手順書に従って速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象について中央倫理審査委員会の意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 中央倫理審査委員会は、研究代表者に対し、前項の審査結果を報告する。
- (5) 研究代表者は、前項の報告を受けたとき、事象発生機関以外の共同研究機関の研究 責任者に対し、当該審査結果を報告する。
- (6) 前項の報告を受けた事象発生機関以外の共同研究機関の研究責任者は、研究計画書 に従い発生事象に関する情報を自機関の長に報告しなければならない。
- (7) 侵襲(軽微な侵襲を除く。) を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測

できない重篤な有害事象が発生した場合には、医学系指針第7章第17の3(3)に準拠する。

倫理審查委受託契約書

(倫理審査委託研究機関の名称)(以下、「甲」という。)と(倫理審査受託審査機関の名称)(以下、「乙」という。)は、倫理審査業務の委受託に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を取り交わす。

第1条(委受託業務の内容)

乙は、甲が実施する研究(以下、「本研究」という。)に関する審査の委託を受け、甲より乙が設置する研究倫理審査委員会(以下、「倫理審査委員会」という。)において文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22日、その後の改正を含む、以下「医学系指針」という。)、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日、その後の改正を含む)、「多機関共同研究における倫理審査集約化に関するガイドライン」、他関連する法令に基づき、本研究を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的見地からの妥当性に関する事項について倫理審査を行うものとする。

第2条(倫理審査委員会の設置者及び所在地)

倫理審査委員会の設置者及び所在地は次のとおりとする。

(1)設置者:(受託審査機関の名称 委員会設置者の氏名)

(2)所在地:(受託審査機関の所在地)

第3条(倫理審査に係わる業務手順)

乙は、倫理審査に関する標準業務手順書(以下、「本手順書」という。)に従い、倫理審査に係る 業務を実施するものとする。

第4条(個別課題の審査依頼)

本契約締結後、甲の長は乙の倫理審査委員会に対し、個別の研究課題について審査を依頼する。

2 前項に基づく依頼は、乙の指定する様式をもって依頼するものとする。

第5条(本手順書及び倫理審査委員会委員名簿の入手)

甲は、本契約締結後速やかに最新の本手順書及び倫理審査委員会委員名簿(以下、「委員名

簿」という。)を乙から入手するものとする。本手順書または委員名簿が変更された場合も同様とする。

第6条(倫理審査の実施)

乙は、第1条の甲の依頼による倫理審査の実施にあたり、倫理的妥当性と科学的合理性の観点から研究の実施及び継続等について、本研究、研究機関、研究者、関連企業等から中立的かつ公正な立場で審議及び決定を行わなければならない。

2 審査の実施にあたり、乙の倫理審査委員会は当該研究実施に関する甲の適格性を判断する。

第7条(研究対象者の保護)

乙は、本研究に対する第1条に基づく倫理審査において、本研究が、研究対象者の人権の保護、 安全の保持及び福祉の向上について配慮するものとする。

第8条(情報の提供)

甲は、第1条の乙の審査に係る業務に協力することとし、乙に対して審査に必要な情報及び資料を提供する。

第9条(教育・研修の受講履歴及び利益相反の管理)

甲は、乙に倫理審査を委託するにあたり、本研究に関する研究者の教育・研修の受講履歴ならびに利益相反を適切に管理しなければならない。なお、倫理審査上考慮すべき研究者の利益相反は、あらかじめ研究計画書及び説明同意文書等に記載し、または、審査依頼時に甲が乙に情報提供しなければならない。

第10条(審査業務の内容及び手順)

乙の倫理審査委員会は、甲の長から意見を聴かれたときは、本研究の研究計画及び研究に関する各種報告が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかについて意見を述べなければならない。

第11条(倫理審査委員会の結果通知)

乙は、甲から第4条に基づく審査の依頼を受けた場合は、本手順書に基づき倫理審査委員会 に倫理審査を実施させ、審査後、原則1週間以内にその結果を甲の長に対し文書にて回答しなけ ればならない。

- 2 甲の長が前項の審査結果に対し不服申立てをする場合、本手順書に基づいて行なう。
- 3 乙は、甲の長の求めに応じ、第1項の審査に関する審査記録を提供するものとする。

第12条(機密保持)

甲及び乙は、倫理審査委員会の実施に際し、下記各号にしたがい、秘密漏洩に対して十分配

慮し取り扱うものとする。

- (1) 乙は、本研究に関する内容及び当該審査の遂行に関し知り得た甲及び本研究の情報、資料及び研究対象者のプライバシー(個人情報等)に関する事実、その他一切の秘密事項を、第三者に開示、漏洩してはならない。
- (2) 甲は、倫理審査委員会の実施に関連して知り得た乙の秘密事項を第三者に開示、漏洩してはならない。
- 2 前項の規定は、次の各号の何れかに該当することを証明できるものについては、この限りではない。
 - (1)相手方から情報、資料等の提供を受ける前に相手方との守秘義務なく知得しているもの
 - (2) 既に公知の情報、資料等又は自己の責によらずに公知となった情報、資料等
- (3) 相手方からの情報、資料等の提供を受けた後に、正当な権利を有する第三者から守秘義務なく知得したもの
 - (4) 裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた情報、資料等

第13条(個人情報保護)

甲及び乙は、審査に係る業務において研究対象者の個人情報(個人に係わる情報又は当該情報により特定の個人が識別されるものをいう)を知り得た場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、研究対象者の権利及び利益を侵害する事のないようこれを取り扱う。

第14条(記録の保存)

甲及び乙は、審査を実施するために提供された資料等を善良なる管理者の注意義務をもって 保管・管理し、滅失、毀損、盗難、漏洩のないように必要な措置を講じるものとし、相手方に対して 記録の保存に関し、一切の責任を負うものとする。

- 2 保存期間は乙の倫理審査委員会の規程の通りとする。
- 3 甲が前項に定める期間より長期間の保存を必要とする場合は、甲及び乙は保存期間及び保存 方法について、協議により定めるものとする。

第15条(モニタリング・監査への協力)

甲及び乙は、医学系指針で定められるモニタリング及び監査並びに倫理審査委員会及び規制 当局による調査に協力し、その求めに応じ審査業務に関する全ての記録を直接閲覧に供するもの とする。

第16条(審查費用)

倫理審査に係る費用については、甲乙で協議し、別途定めるものとする。

第17条(委託期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から3年間とする。また、有効期間満了の30日前までに甲 又は乙から書面にて更新しない旨の意思表示がない限り、本契約は1年間更新されるものとし、以 後も同様とする。

第18条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行に違反した場合は、その解 決の是正を相手方に求めることができる。この場合において、是正を求めた日より30日が経過して も是正されないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、やむを得ない事情により本契約の継続を必要としなくなった場合は、あらかじめ30 日前までに相手方に文書で通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができ る。
- 3 甲及び乙は、相手方の資産、信用又は事業に重大な変更が生じ、債務の履行が困難であると 認められる場合は、相手方への文書による通知により本契約を直ちに解約することができる。

第19条(存続条項)

第12条、第13条、第14条及び第20条の規定は、本契約が失効し、または解除された場合であってもその効力を存続する。

第20条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約に定める業務の遂行に関し、その責に帰すべき事由により相手方に損害を 与えた場合は、双方協議の上、誠意を持って損害賠償に当たるものとする。ただし、天災その他不 可抗力による場合は、この限りではない。

第21条(本契約の変更)

本契約の内容について変更の必要が生じた場合、甲乙協議の上、文書により本契約を解除するものとする。

第22条 (その他)

本契約の各条項又は本契約に記載のない事項について疑義が生じた場合、甲乙は、互いに誠意をもって円満に協議の上決定するものとする。

以上、本契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所)

(研究機関名)

(代表者)

EI

乙 (住所)

(受託審査機関名)

(代表者)

ED

研究課題名:

研究代表者:(所属・役職・氏名)

研究代表者による確認書作成日:

年 月 日

項目	要 件		確認結果	事務局備考欄	
	1)臨床研究の実施実績	全臨床研究	新規開始件数: 件/年間/機関	確認事項	
		侵襲介入研究	新規開始件数: 件/年間/機関	確認事項	
	2)手順書の整備		□有 →□研究実施に関する手順書 □試料・情報の保管に関する手順書 □安全情報・有害事象に関する手順書 □個人情報の管理に関する手順書	確認事項	
	3)利益相反に関する管理体制		□有 □無 → □他機関の利益相反委員会で審査 □その他:	確認事項	
	4) 臨床研究に関する教育体制		□有 □無	確認事項	
	5)研究対象者の相談窓口		□有 →部署()・方法(電話/メール/その他) □無	確認事項	
	6)機関外の倫理審査委員会に審査依頼可能と規定した文書がある		□はい →(該当文書:) □いいえ	<u>必須要件</u>	
	7) 倫理審査を外部に委託した場合に、研究機関の長の許可を 得る手続きが定められている		□はい (研究機関の長の事務担当者に関する情報) 担当都署: 担当者名: メールアドレス: □いいえ	<u>必須要件</u>	
	追加要件) (例・ゲノム倫理指針適用研究) 遺伝カウンセリング担当部署がある		ロはい (部署名:) ロいいえ		
	追加要件)(例・ゲノム倫理指針適用研究) ヒトゲノム倫理指針に対応した匿名化を行う部門が設置されて いる		ロはい (部門名:) ロいいえ	研究毎に適宜修 正・追加	
	追加要件)				
(2) 当該研究の 実施体制	1)研究実施に関する支援体制		□有 →□CRC □事務支援 □その他() □無	確認事項	
	2)研究に用いた情報・試料の保管管理体制		保管責任者: 保管場所: 保管期間: その他:	研究実施施設固有 事情として確認	
	3) 個人情報保護の方法		匿名化の方法: □対応表を作成する →匿名化を行う部署・担当者() □対応表を作成しない □匿名化しない	研究実施施設固有 事情として確認	
	4)試料の利用・払い出しについて病理・臨床部門等の協力が 得られる		□はい →(協力部署・診療科名: □該当しない、もしくは研究者自らが採取等を行う	研究実施施設固有 事情として確認	
	5) 重篤な有害事象に関する自施設 情報提供・情報共有体制	内及び共同研究機関への	□有 →(該当文書:) □該当しない	研究実施施設固有 事情として確認	
	6) 当該研究実施施設における研究事務局(連絡先)		氏名: 所属: 電話番号: E-mail: 対応可能時間:	確認事項	
	追加要件)(例・試験薬を用いる研3 1)試験薬・試験機器管理の手順書, 2)試験薬管理者 3)試験薬保管場所の確保 【必須環境:		1) □はい □いいえ →□個別の手順書はないが別文書にて規定あり □規定なし 2) □有→担当部署名()・担当者名() □無 3) □有→保管場所: □無	研究毎に適宜修 正・追加	
	追加要件)				
(3) 研究責任者の 要件	1)研究の適正実施に必要な教育研修を受けている		□はい □いいえ	<u>必須要件</u>	
	2)研究の適正実施に求められる臨床経験を有する		臨床・研究に関する履歴書・経歴書等を添付 (資料番号:)	確認事項	
	3)これまでに臨床研究の実施経験がある		Principal Investigator(PI)の経験 口有 口無	確認事項	
	追加要件)(例・試験薬を用いる研究) 試験薬(または機器)概要書及び試験薬の適切な使用方法に精 通している		ロはい ロいらえ	研究毎に適宜修 正・追加	
	追加要件)				

署名日:	年	月	日	
機関名:				
部署名:				
役職:				
署名:				